

# ドイツ政党組織の史的考察(上)

飯田 収 治 中村 幹 雄  
野田 宣 雄 望田 幸 男

【要約】 政党とりわけその党組織そのものが、政治におけるもつとも重視すべき要因の一つである、という認識はきわめて新しい。それは大衆民主主義国家の登場とともに人々の意識にのぼりはじめた。これまでの政党史の多くは、政治史一般のなかに解消した政策史であつたり、思想史の一環としての政治思想史の枠内にとどまるものであつた。そこでは国家・社会の変容とともに変転しゆく政党組織の規模、形態、内部構造などは追求されることのもつとも少い対象であつた。本稿は一九世紀後半から二〇世紀にかけて、名望家政治段階から大衆民主主義段階への移行という一般的シエーマに立脚して、ドイツ政党組織の変化の追求を試みたものである。この試論がたんに政治学的常識の検証にとどまらず、近・現代政治史の新しい再構成の方法を打ち立てる糸口となれば、というのがわれわれのささやかな願ひである。

## まえおき

このおよそ十年来、西ドイツにおいて公にされる近・現代史にかんする文献の中には、しばしば「大衆社会」(Massengesellschaft)

schaf)「大衆民主主義」(Massendemokratie)あるいは「政党国家」(Parteienstaat)といった用語が見出される。目にふれるままに二、三の例をあげれば一九五四年に『史学雑誌』に掲載されたコンツェ(W. Conze)の「一九二九・三〇年のドイツにお

ける政党国家の危機」と題する論文の中には次のような表現がみとめられる。すなわち「一九二九・三〇年当時前景にたちあらわれたすべての係争問題の背後には、自由主義的代議制から大衆民主主義的基礎に立つ……政党国家へという、民主主義の構造転換の中心問題があったのだ」と。<sup>①</sup>また西ドイツの歴史学界の長老リッター (G. Ritter) も五五年に発表した「国家社会主義興隆の歴史的基础」と題する論文 (国際哲学・人文学研究評議会刊『第三帝國』所収) の中で、ナチズムの興隆を解明するためには「市民社会」から「大衆社会」への転換過程に生ずるさまざまな政治的・社会的変化に十分な考慮を払う必要があると主張している。<sup>②</sup>もっと最近の、しかもより新しい世代に属する歴史家の例ということになれば、ベルリン自由大学の新進教授リッター (G. A. Ritter) の場合をあげることができるだろう。彼は六三年に『ドイツとイギリスの議会主義——制度史的比較』という小冊子を発表しているが、そこにおいて彼の考察のトーンをなしているものは、やはり「現代工業国家における大衆民主主義的状況の出現」という問題意識である。<sup>③</sup>

このような若干の例からもうかがわれるように最近のドイツ近・現代史の研究に「大衆民主主義」とか「政党国家」といったテュポローギッシュな問題意識が導入されてきていることは、ド

イツの歴史学の伝統に照らしてみた場合、きわめて注目すべきことといえよう。ドイツの歴史学は、歴史主義の圧倒的な優越のもとに長らくテュポロギーに対してはきわめて冷淡な態度を持ってきた。そしてとりわけ政治家達は、歴史状況の一回性の強調のもとに多少ともテュポローギッシュな政治学の独立性は否認し続けていた。ところが第二次大戦後の西ドイツにおいては、政治学のめざましい興隆とともにこのような歴史学界の伝統的潮流にも変化が生じ、もともと政治学において発展せしめられた多くの概念や類型やモデルが、歴史学の領域にも滲透してくるようになった。<sup>④</sup>最近の近・現代史研究における大衆民主主義論の問題意識の優勢も、このようなドイツ歴史学界の新しい一般的傾向と関連させて理解すべき現象であろう。

ところでドイツにおける大衆民主主義論は、系譜的には第一次大戦中あるいはそれ以前のヴェーバー (M. Weber) やミヘルス (R. Michels) らの研究にまでさかのぼることができる。またヴァイマル期には、シュミット (C. Schmitt) らによって「政党国家」をめぐる議論が活潑に展開されたことは、あまねく知られた事実であろう。しかし第二次大戦後あらためて大衆民主主義乃至政党国家の問題を鮮明な形でとりあげ、歴史学、政治学をふくむ西ドイツの社会科学界に大きな影響をあたえたものとして、われ

われは公法学者ライプホルツ (G. Leibholz) の活躍を見逃すことはできない。<sup>⑤</sup> 一九五二年にカールスルーエで開かれた法学研究会において、ライプホルツは「現代民主主義の構造転換」と題する講演をこころみ、近代から現代への転換にとまなうところの政治過程の変化を描き出してみせた。<sup>⑥</sup> その内容の多くは、すでに今日では大衆民主主義論の常識に属しているが、しかし後の行論との関連から、ここでごく簡単にその要旨にふれておくのも無駄ではないとおもう。

ライプホルツのいう民主主義の構造転換とは、自由主義的代議制民主主義から大衆民主主義的基礎に立つ政党国家的民主主義へのそれを指している。前者はいうまでもなく、制限選挙制の上で「財産と教養ある」名望家層によっていとなまれる民主主義にならない。ここでは名望家達によって構成される議会在政治過程における鍵の地位をしめており、また議会の議員については次のような観念が支配的であった。すなわち議員は、たとえ直接には特定の選挙区から選ばれるとしても、一旦選出された以上は「全国民の代表者」であること、そして「全国民の代表者」たる議員は、自己の良心を規準にして判断を下すべきこと。このような議員にかんする観念からして当然、自由主義的民主主義のもとでは、政党の存在に対しては否定的評価しかあたえられなかった。政党

や議会における議員団の存在を許容することは、議員の自由を脅し、議会主義的統治体制の基礎をゆるがすだろうと感ぜられた。二〇世紀に入るまでなぜ西欧諸国の憲法、法律、議事規定等において政党の存在が顧みられなかったかということも、右のごとき一九世紀の民主主義にかんする観念に照らしてはじめて理解されることであろう。

さて、自由主義的代議制民主主義から大衆民主主義的政党国家への転換を促した契機は、何よりも選挙権の民主化、つまり普通選挙権の成立に他ならなかった。すなわち、これによって新たに政治的発言権を有するようになった広汎な有権者を組織するものとして、いまや政党が前景にたちあらわれ、そしてこの政党がかつての議会に代って政治過程における鍵の地位をしめるようになった。議場における討議は創造的性格を失い、議会は、政党の代表が集まってすでに党会議や委員会で下されている決定を記録せしめるにすぎない場所となった。議員は、もはや国民全体のために自己の判断にもとづいて自由に決定を下す独立した人格ではなくなり、彼は議場においてははいわゆる議員団強制のもとに自己の属する政党の意志にそって行動する存在となった。そもそもすでに選挙において、議員はかつてのように彼自身の人格や能力にもとづいて選ばれるのではなく、特定の政党に所属している者とし

て選ばれるのであった。議会選挙は、政党によって指名された立候補者やまた政党の綱領にかんして選挙民がその意志を表示する機会となり、従つてそれは人民投票の性格を強くおびるようになった。要するに政党国家的民主主義のもとでは、国民意志乃至一般意志の形成を直接に媒介するものとして、政党の政治的比重が圧倒的に大きなものになつたのである。

ところで右のような民主主義の構造転換の現実は、法律や觀念の側ではきわめて緩慢にしか受け入れられなかつた。たとえばヴァイマル憲法はまだ政党についてはなほだ消極的言及を行つていたにすぎず、一九二八年においてもなお「政党は非立憲的な現象であり、」「政党は國家機構には無關係な社會団体である」という見解が吐かれていた。これに対して今日の西ドイツのボン基本法のもとでは、ようやく政党は單なる政治社會学的な現象としてばかりでなく、國家意志の形成のために制度上不可欠な機関としてみとめられるに至つてゐる。すなわち西ドイツの連邦憲法裁判所のある判決は、「政党は政治社會学的領域から憲法上の制度の地位にまで高められた」と明言してゐる。なお、イギリスの場合についていえば、政党國家の現實は、三七年の「Ministers of the Crown Act」——それは「陛下の野党の党首」にも國家が給料を支払うことを定めた——によつて法的承認をかちえたとみなすこ

とができる。

いずれにせよ、好むと好まざるとにかかわらず、今日の民主主義の現實は、政党國家的民主主義である。従つてこの民主主義に何らかの矯正が必要だとしても、それはもはや自由主義的代議制民主主義の伝統的手段の援けをもつてははたされえない。何よりも政党國家的民主主義をその独自の法則性と構造的性質において把握することから出発しなければならぬだろう。そして今日とりわけ重要なことは、新しい民主主義の不可欠な機関としての政党が同時に自由の破壊者となることを防止することであり、そのためには、政党内部の意志形成が「下から上へ」向つて行われるように、また政党が外部の非民主的影響から守られるように、政党法などを通じて配慮することが必要である。

ほば以上がライブホルツの講演のごく大づかみなあらましである。すでにのべたように、それは、今日では常識化した大衆民主主義論のイロハにすぎないだろうし、また多分に説明が法律的側面に偏していることからしても、補足や修正をそれに加えることも必要であろう。しかし、われわれはここではこれ以上に大衆民主主義にかんする理論を一般的な形で展開する意図をもつてはいない。さしあたっては、右のライブホルツの講演に代表されてゐるような民主主義の構造転換、大衆民主主義の出現という問題意

識が、ドイツの近・現代史の個別的の研究の中にも滲透し、すでに相当の具体的成果を生みつつあるという事情に注目したいとおもうのである。その若干の例についてはすでにふれたが、その他にも同じ傾向にさおさす数多くの個別研究をとりわけ政党史の分野について指摘することが可能である。西ドイツでは、十年このかた「Kommission für Geschichte des Parlamentarismus und der politischen Parteien」と呼ばれる機関によって、議会主義乃至政党史にかんする史料や研究が、すでに二〇冊前後も刊行されているが、そのすべてとはいわぬまでも多くのものは、明らかに大衆民主主義論の問題意識をふまえている。そしてその中にあつてもとりわけ一九六一年に公にされたニッパダイ (Th. Nippa-dai) の『一九一八年前のドイツ諸政党の組織』と題した研究<sup>⑦</sup>は、ドイツの近・現代史への大衆民主主義論的アプローチを旨とする者にとって、きわめて貴重な内容を含んでいるといえよう。そこで以下において、われわれはしばらくこのニッパダイの研究に注目してみようとおもうのである。

ニッパダイの研究は、まさに先に指摘したような最近の西ドイツの歴史学界に顕著な傾向、すなわちテュポローギッシュな考察方法と具体的な歴史分析を結合しようとするところに属する。

ニッパダイ自身、序文の中で次のようにのべている。一方で従来のドイツ政党史の研究は、政党をもっぱら理念乃至意志の担い手として叙述してきた。そして組織体としての政党、政党内部の諸機構の発達、またそれら政党内部の諸機構の間で演ぜられる意志乃至権力の形成過程には、ほとんど分析を加えてはこなかった。

他方で社会学者達は、すでに早くヴェーバーやミヘルス以来政党組織の問題をとり上げてきた。だが彼らの研究においては、テュポローギッシュな傾向、概括的な考察方法が優越し、具体的分析が充分にこれにともなわなかった。しかしながら政党国家が確固たる現実となり、政党組織の問題が中心的意義をおびてくるとともに、ようやく今日では、社会学・国法学・政治学などが、政党組織に関連する諸問題をたちいって分析するようになっていく。

リッターやシュロス (C. E. Schorske) らの社会民主党史の研究も、組織の問題を論じている。けれども、これらの新しい研究もまだ政党組織にかんする問題の個々の側面をとり扱っているにすぎず、政党組織にかんする包括的なまとまった研究は、まだ現れてはいない。とくにブルジョア政党の組織の研究は、まだほとんど手をつけられてはいない。<sup>⑧</sup>——ニッパダイはこのように従来のドイツにおける政党史研究の流れをふり返った上で、本論においては一九一八年前のドイツ諸政党の組織の発展を分析し、さら

に末尾ではヴァイマル共和政期への展望もこころみているのである。その場合、彼の具体的叙述を導いている一本の赤い糸は、いふまでもなく「政党組織の古い形態が、工業大衆社会の登場の時代にとどのような変化をこうむったか」ということへの関心である。<sup>⑧</sup>

要するにニッパダイの研究は、先にのべたような最近の西ドイツの歴史学界に著しい大衆民主主義論の問題意識に立脚しながら、この理論にとつてとりわけ重要な意味をもつ政党組織の発展を具体的に考察したものといえよう。以下のわれわれの叙述は、主としてこのニッパダイの研究の成果を紹介しようとするものである。しかし、それは必ずしもこの浩瀚な研究の忠実なレジュメを意図してはいない。われわれは主としてニッパダイの研究に依拠しながらも、また不充分ながら他の関連する文献も参照し、われわれなりの仕方で一九一八年前のドイツ政党組織の発展を整理してみることを心がけた。そしてその過程において必要な限り、ドイツにおける名望家政治段階から大衆民主主義段階への移行にかんしてわれわれの抱いている考えものべようとした。なお文中に使用した名望家代表政党、大衆統合政党などの概念についての説明は、注にあげた文献にゆだねざるをえなかったこともことわっておきたい。

① W. Conze, Die Krise des Parteienstrates in Deutschland

1929/30 (Historische Zeitschrift Bd. 178, 1954), S. 48.

② G. Ritter, The Historical Foundations of the Rise of National Socialism (in: The Third Reich, London 1955) pp. 381-416.

③ G. A. Ritter, Deutscher und Britischer Parlamentarismus, ein verfassungsgeschichtlicher Vergleich (Tübingen 1962).

④ cf. H. Mommsen, Zum Verhältnis von politischer Wissenschaft und Geschichtswissenschaft in Deutschland (Jh. für Zeitgeschichte Jg. 10, 1962), S. 341-372.

⑤ Fr. A. Freiherr v. der Heyde u. K. Sacherl, Soziologie der deutschen Parteien (München 1955), S. 60; cf. Conze, op. cit., S. 48, Anm. 1.

⑥ G. Leibholz, Strukturprobleme der modernen Demokratie (Karlsruhe 1958), S. 78-129.

⑦ Th. Nipperdey, Die Organisation der deutschen Parteien vor 1918 (Düsseldorf 1961). 以下に略して Nipperdey, op. cit. と記す場合にはこの書物を指すものとする。後掲の同一筆者による雑誌論文との区別に注意された。

⑧ Ibid., S. 5f.

⑨ Ibid., cf. Th. Nipperdey, Die Organisation der bürgerlichen Parteien in Deutschland vor 1918 (Historische Zeitschrift Bd. 185, 1958), S. 551f.

一 名望家政治段階における政党組織

われわれはドイツにおける名望家政治の段階を、一応一八五

○年代より七、八〇年代の時期に求めることができるだろう。周知のように、市民革命の不徹底性のために、ドイツの近代市民社会の構造、従ってまた名望家政治のあり方は、イギリスのそれとはかなりへだたった型をうち出している。だが、一般的にドイツ名望家政治の型を析出することは断念し、ただちにこの段階におけるドイツの政党組織を、きたるべき大衆民主主義段階におけるとそれとの比較を念頭におきつつ紹介しよう。なお、ここでは主に自由主義政党をとりあげた。それは、この党こそが名望家政党としての特質をもっとも鮮明に浮き上らせる理念型としてふさわしいからであり、また大衆の組織政党への転換に際して、その問題性をもっとも鋭角的に提示してくれるからである。

**政党概念** なによりもまず指摘されねばならないことは、この名望家政治の段階においては、議会の議員にせよ、一般選挙民にせよ、政治行動の単位は個人であるという観念が優越していたことである。この基本的な観念から出発して、当時において、政党というものは、構成員の行動を拘束する組織としてではなく、一つの政治的根拠概念を支持する者のきわめて緩やかな結びつきとして観念されていた。つまり政党は何よりも精神や信条という面からとらえられ、組織的結合は第二義的なものとみなされていたのである。この段階においては、一つの政党に属すると

いうことは個人個人の確信によって確認されることがらにすぎなかった。この点で一八七五年のある判決の中の言葉は特徴的である。

政党の黨員を結びつけている唯一のものは、彼らが一連の同種類の問題にかんして同じ意見をもっているということである。この意味において人々は……自由主義政党とか保守主義政党とかいったことを口にするのである。そのような政党は、その黨員に対して何らかの特権を与えるものではないし、また義務を負わせるものでもない。黨員の増加や減少も、党自身が気づかぬうちに起るのである。明確な入党とか、明確な脱党ということとは、普通行われないし、また必要でもない。組織は政党にとつて無関係なものである。<sup>①</sup>

ところで、この名望家政治の段階においても、すでに議会には議員団(Mitglieder)が形成されていたが、しかし、後の時代に一般的になったように、議員団Ⅱ議会における政党の代表という関係は、まだ確立してはいなかった。<sup>②</sup> 政党は、議員団よりもより、次元の高い概念であって、一つの政党のもとにいくつかの議員団が含まれることも可能であった。つまり政党という概念においては、議員達の間での個々の政策にかなする相異を超えた共同の理念が重視されていたのである。政党は議会内の一つの議員団に結びついた組織としてよりも、より、広汎な政治的傾向を示す存在として

受取られていたのである。それは議員にとってそうであったばかりでなく、一般選挙民にとっても同様であった。少くとも六〇年代には地方における政党は、本質的には未組織の漠然たる支持者群を指していたにすぎなかった。それは、組織として他と明確に区別されるような境界線をもつものではなく、また内部に確固たる中核をもつものでもなかった。

**政党組織の萌芽形態** 名望家政治段階にはほぼ以上のような政党概念が一般的であったが、しかしその中からも次第に政党組織の初期的形態は芽生えてきつつあった。一八五九年設立の「国民協会」(der Nationalverein)・一八六一年設立の「ドイツ進歩党」(die Deutsche Fortschrittspartei)・同じく六一年設立の「プロイセン人民協会」(der Preussische Volksverein)などがそれぞれある。このうち、ドイツ統一問題の小ドイツ的『自由主義的解決のために創立された「国民協会」は、従来の政党のあり方をこえてかなりの組織をそなえていた。協会内には、委員会、幹部会および事務長などがおかれ、また一般会員は会員章をうけとり、年々一定額の会費を納入する義務を負った。そしてこのような会員の数は最高時には二万五千人にも上った。けれども会費納入の義務は、とうぜんこの協会のメンバーから下層民を排除することになり、協会の社会的基盤は「財産と教養」ある層、つまり名望家

達に限定された。それに六十年代の憲法紛争の時期に、プロイセンの自由主義化を起点にして、自由主義的な統一国家ドイツを樹立するという希望が空しいことがわかると、会員数は急速に減少してしまった<sup>④</sup>。しかし、ともあれこの協会が政党組織の萌芽的形態を示していたことは注目しておく必要がある。

ドイツ進歩党は、ドイツの個々の邦の中で結成された政党の嚆矢をなすものである<sup>⑤</sup>。すなわちこの党は、はじめて明確に政党の名称を採用し、プロイセンにおいて結成されたにもかかわらず全ドイツ的見地より党の目標を示した綱領的声明を発した<sup>⑥</sup>。さらに党の支持者と議員団との間に明確な関係をつくり出すことにもつとめ、選挙に際しては、候補者は単に自由主義的であるというだけでは不十分とされ、あらかじめドイツ進歩党の選挙綱領に自己を義務づけるよう要求された。その他、議員団以外に中央選挙委員会を設置され、地方において活潑な選挙運動を推進するように努力した。かくして、ドイツ進歩党にあっては、政党は単なる政治理念上の一般的傾向を示すにとどまることなく、とりわけ選挙においては、一個の組織体としてたちあられたのである。その意味でこの政党は、後のドイツにおける政党組織の発展を先駆的に示したものであったといえよう。だが、もとよりこの党の組織活動にも大きな限界があった。すなわち、同党は中央選挙委員会の



努力にもかかわらず、地方への組織拡大にはあまり成功しなかった。地方においては、自由主義という政治理念上の一般的傾向の枠の中で候補者と支持者とが個人的に結合しているという状態が、依然として根強く残っていた。また、このような状態では、党と議会の議員団とを完全に一体化することは困難であった。議会においては、進歩党と中央左派という二つの議員団が自由主義の名のもとに包括され、憲法紛争期には、この両者が「自由党」(the Liberal Party)の名前で共同して選挙戦を戦うこともあった。

最後に「プロイセン人民協会」に簡単に触れておくと、この協会は少くとも先にのべた「国民協会」よりは政党としての色彩が強かった。協会の頂点には、数人の保守政治家よりなる委員会がおかれ、これに多数の地方において結成された「プロイセン人民協会」が結合された。協会は、社会政策をも盛りこんだ綱領を掲げて地方における保守的勢力を糾合し、さらに手工業者や小ブルジョア層にも喰いこんで、議会における保守党の大衆的基盤を拡大せんとした。協会本部はこの目的のためにペンフレット、雑誌、カレンダー、新聞等を用いて、一時はこの目的のためにかなり活潑な運動をくりひろげた。けれども、もともと「国民協会」に対抗するためのプロイセン的「君主主義的組織」として発足したこの協会は、ネガティブな政治目標しかもちあわず、より広汎な大

衆を獲得しうる政策的保証をもたず、やがて数年後にはその活動は衰えることになった。

地方組織の発生 以上は主として中央を起点とする組織化の萌芽的なところみであったが、次には、地方の側からの組織化の傾向を一瞥しておこう。⑨ 地方においては、何よりも選挙戦の必要が組織化を促進する契機となった。そのことは、北ドイツよりも立憲制度の進んだ南ドイツにおいて地方組織がよりよく発展したことを意味するが、普通選挙権の導入後は北ドイツにおいても組織化が推進されるようになった。最初是个々の議員が選挙戦の必要から自己の選挙区における支持者の協力を確保するために組織をつくり、それらが次第に政党組織の名称をおびて行くようになった。けれども、これらの地方組織ははじめは一定の議員団に所属する議員に結びついたものではなく、先にのべたような当時の政党概念のもとでより、一般的な政治的立場によって方向づけられたものであった。つまり、この段階では地方組織は中央の議会における議員団と一対一の対応関係にあるのではなく、それを超えた性格をもっていたのである。もともと社会主義政党、中央党、それに留保つきで保守党などは、最初からほぼこのようなそれぞれ地方組織の傾向と議員団の区別とが合致していた。これに対して自由派の場合には、進歩党、国民自由党という議会における区

別はほとんど顧慮されることなく、地方組織は「全自由派的」性格をおびていたのである。一八六六年以後は、ビスマルクの政策への態度によって、地方でも進歩党とは別に国民自由党の組織が生まれたが、しかし自由派の地方組織の多くは、七〇年代に入ってもなお全自由派的性格を棄てはしなかった。七〇年代の後半以降、進歩党が国民自由党との対立を強調しはじめるとともにはじめて、議会における議員団の区別も明確化し、従ってまた地方における共同組織も崩壊を示すようになるのである。一八八四年の「ドイツ自由思想家党」(die Deutschfreisinnige Partei)の結成とともに、ほとんど到るところで、地方組織はあれこれの議員団撰択の最後の決定を行った。

ところで名望家政治段階においては、右のように超議員団的な自由派の地方組織が存在したとして、それらは具体的にはどのような形態をとっていたのであろうか。

自由派の地方組織の主要な形態としては、「委員会」(Komitee)・「選挙民集会」(Wahlerversammlung)および「選挙協会」(Wahlverein)の三つがあげられなければならない。まず第一の「委員会」は選挙のために設置されたもので、帝国議会の選挙に際してはおそらく各選挙区ごとに「委員会」がおかれた。この「委員会のメンバーはいわゆる名望家に他ならず、その社会的地位

や職業によって地方の指導者とみなされている人々、すなわち裁判官、公共団体の役員、大学教授、農場主、大商人、工場主といった人達であった。「委員会」の仕事は、選挙に際して一つの政治的傾向(多くの場合超議員団的な)を擁護し、それにふさわしい立候補者を撰び、簡単な選挙運動を行うことであった。簡単な選挙運動といったのは、自由主義的政治思想のもとでは、立候補者のいずれに投ずるかは本来個々の選挙民の洞察に待つべきものであり、従ってあまりに激しい選挙運動は行わべきでないという観念が支配的だったからである。ところで最初はこの「委員会」という地方組織は、選挙の際にだけ活動し、それ以外の時には事実上解散していた。選挙以外の時には本来の政党組織というものは地方にはなく、ただ「委員会」の一、二のメンバーがその選挙区出身の議員と連絡をとり、選挙区の情勢を彼に知らせてやり、また彼のために選挙区内の遊説の準備をしてやりたりしているにすぎなかった。だが時とともにこの「委員会」も次第に恒常性を獲得するようになり、八〇年代はじめには多くの選挙区でなかば制度化された組織となつて行つた。またそれとともに大都市では、委員会のメンバーの数が増大し、その結果、一般選挙民の「信任者」(Vertrauensmann)によって構成される拡大委員会と、そして幹部会の機能を演ずる小委員会という組織構造の二重化が

見られるようになった。しかし、都市において一般選挙民と小委員会の間を媒介するようになったこの「信任者」達も含めて、この「委員会」という地方組織の基礎は名望家であり続けた。そしてまたこの組織は、中央の党機関に対してはほとんど完全に独立的な地位を保持し、選挙に際しての立候補者の推薦はもろろんのこと、綱領さえも自身で決定した。要するに、この「委員会」という形態の組織は、大衆がまだ真に政治の中へひき入れられず、地方における名望家の指導が挑戦を受けるに至らない限りは、現実の政治活動の要請に充分応じうる制度だったのである。

この「委員会」という形態が主として農村地域に見られた組織であったのに対し、第二の「選挙民集会」という形態の組織は、ベルリンやその他の北ドイツの大都市で見られた。ベルリンについて見ると選挙民集会は、いわゆる「地区協会」(Bezirksverein)によって主催された。「地区協会」というのは、自由派の中でもとくに進歩党系の中小ブルジョアジー、地方自治体官吏、知識人らによって構成され、その活動の目標は慈善事業や社交などにあった。しかしまたこの協会は地方政治や地方選挙の組織化にも力を注いだのであり、とくに選挙に際しては、信任者から成る委員会を設けてこれに具体的な準備をゆだねた。委員会はまず立候補者を決め、この立候補者に対する一般選挙民の承認を与えるために

「選挙民集会」を召集した。この集会は原則として公開で、その開催は新聞に公示された。集会出席者は、ふつう二百人から五百人程度で、そこで立候補者の政見発表や選挙民の質問が行われた後、採決によって立候補者の指名がなされた。つまり、このようにして公開の選挙民集会によって委員会があらかじめ決めた立候補者を公認せしめ、立候補者の権威を高めることが意図されたのである。もっとも、このような制度とやり方が可能であったのも、ベルリンにおいては進歩党が優勢であったという事情が存在したからである。ベルリン以外のところでは、保守党や中央党も選挙人集会を催したが、しかしこれらの政党にあっては、新聞紙上の案内が最初から自党系の選挙民にだけ向けられていたという点が、ベルリンの進歩党系協会によって主催される集会の場合と違っていた。だが、七〇年代の半ば頃ともなると、ベルリンの進歩党系集会さえもその公開性を次第に制限せざるをえなくなっていた。というのも、警察やホルルの所有者によって集会の自由を制約された社会民主党(当時は正確には社会主義労働者党)が、進歩党系の「選挙民集会」に割り込んでこれを自党のために利用するという戦術を取ったからである。のみならず、社会民主党の得票数の強力な増大に呼応して自由派の中で国民自由党の比重がましかると、この側からも進歩党系の立候補者の指名にかんしてさま

さまの困難がもち上ってきた。かくして七〇年代の末には、「選挙民集会」という組織方法は現実的機能を失い、衰退せざるをえなくなるのである。

自由派の地方組織の第三の形態である「選挙協会」<sup>10</sup>は、先にふれた「委員会」制度よりはいくらか進んだ組織形態であったといえよう。この組織形態が採用されるようになった主な理由は、政治に関与する名望家の数の増加にともない、名望家達自身の間で秩序を確立し、指導者層の権威を正當づける必要が生じてきたことであった。つまり、党を担う名望家層の拡大とともに、「委員会」よりもより強力な組織形態が必要となってきたのである。加えて、選挙戦の必要もこの傾向を促進した。自党が確固たる選挙地盤を有し、その上に比較的少ない浮動票をかき集めることが問題であった段階では、「委員会」のごとき組織の短期間の簡単な活動で充分であった。しかし複数の政党が同一の選挙民をめぐる競争ようになるとともに、党の支持者を党により強く結びつけておくことが要求されてきたのである。とりわけ進歩党は、左の社会民主党と右の「帝国に忠実な」政党との挟撃にあい、しかも政府そのものの強力なプロパガンダに直面しなければならなかったために、選挙活動を強化する必要に迫られた。それゆえ、リヒター (E. Richter) は七〇年代半ば以降、進歩党員が自党だ

けの「選挙協会」を組織するように積極的に働きかけるのである。このような事情から誕生した「協会」は、原則として自由加入制を取った。しかし「協会」員であることの概念は曖昧で、会員章を渡したり、規則的な会費納入の義務を課するといったことは稀であった。総会を開く場合でも、集まってくる会員の資格をリストに照らして確認するということは行われず、個人的に顔見知りであればそれで充分とされた。また「協会」の実際の活動の度合もさまざまで、国民自由党系の「協会」の多くは、立候補者の推薦などの選挙運動にだけみずからを限っていた。選挙の時以外の恒常的活動は、比較のおくれてはじめられた。しかもとくに進歩党系の「協会」によってはじめて行われることになるのである。

なお「協会」相互間の、また中央の党との密接な連絡は、プロイセン結社法の規定にふれるためもあって、ほとんど不可能であり、従って「委員会」の場合と同様に各地方の「協会」は、独立した自由な存在であった。こうしてこの「選挙協会」という組織形態も、政党組織としてはまだルーズなものにすぎず、大衆の動員力にも欠けていた。左翼自由派の「協会」においては小ブルジョアジーの役割が増大していたとはいえ、全体としてみれば、この組織もまた名望家的性格を脱却してはいなかった。

以上が主として組織面から眺めた名望家政治段階におけるドイツ政党のあり方である。そこには確かに政党組織の萌芽形態がみとめられるであろう。だが、組織の社会的基盤が名望家層という限定された社会層に立脚していた点、また組織の内部構造がきわめて粗放であり、その実活動も低調であった点などにおいて、きつたるべき大衆民主主義段階における政党のあり方とは著しい相違があったことが注意されねばならない。これら一切のことの背景には、広汎な国民各階層を包摂しえぬ国家制度上の排他性<sup>13</sup>、さらに大衆それ自体の政治化の未成熟という基本的事実が横たわっていたのである。

- ① Nipperdey, op. cit., S. 11f. Anm. 7.
- ② Ibid., S. 9.
- ③ Ibid., S. 12-15.
- ④ F. Löwenthal, Der preussische Verfassungstreit 1862-1866 (München u. Leipzig 1914), S. 259. (一八六五年に三三〇〇〇から一七〇〇〇に減少したといわれている。)なお、この他の自由主義的外部団体の分析については次の書物を参照。E. N. Anderson, The Social and Political Conflict in Prussia 1838-1864 (Nebraska 1954), pp. 304-339. ここでは自由主義的リーダーと一般ブルジョアジーとの結びつきの稀薄性、投票率の低さなど一般ブルジョアジーの政治化の未成熟性などが指摘されている。
- ⑤ Nipperdey, op. cit., S. 16-18.
- ⑥ F. Salomon, Die deutschen Parteiprogramme I (Leipzig

u. Berlin 1907), S. 44 ff.

- ⑦ Nipperdey, op. cit., S. 18-20.
- ⑧ Anderson, op. cit., pp. 352-363.
- ⑨ Nipperdey, op. cit., S. 22 f., 25-30.
- ⑩ Ibid., S. 42-54.
- ⑪ Ibid., S. 56-73.
- ⑫ Ibid., S. 75-84.
- ⑬ 国家制度上の排他性を示す一つとしてプロイセンでは独特の制限選挙法ともいえるべき三級選挙法がある。この三級選挙法に対する自由主義政党のリーダーたちの見解は、名望家政治の特徴を浮び上らせている。彼らは下層民衆は、急進主義に流れるか、反動側に有利な利用対象になるか、いずれかと考え、従って彼らに選挙権を拡大することをためらった。このためらいは彼らが名望家政党に固執している限り脱却できるものではなく、事実、九十年以後になってやっと脱却への動きが始まるのである。cf. W. Gagej, Die Wahlrechtsfrage in der Geschichte der deutschen liberalen Parteien 1848-1918 (Düsseldorf 1958).

## 二 大衆民主主義的状況の醸成と政党組織

先にライプホルツの講演を紹介した際にも指摘したように、名望家政治から大衆民主主義への構造的転換を促したもつとも重要な契機は、普通選挙権の導入である。しかしもちろんわれわれはこの契機のみを孤立させてとり上げべきではなく、工業化過程の進展とそれともなう社会の政治化というより、一般的な背景をま

重視すべきであろう。ここでそれをたち入って説明する余裕はないが、基本的な事実としては、工業化の進行による経済関係の錯綜化と多様な社会問題の発生が国家の役割を著しく増大させ、人々の政治に対する期待を高めたこと、龐大な量的蓄積をみた労働者階級(ホワイト・カラーを含む)が、従来の名望家政治体制に包摂されていなかった社会層、すなわち中小ブルジョアジー、農民などと相競ってみずからの政治的解放と政治への共同決定権を迫るようになったこと、などを指摘しうるのであろう。ともかくこれらの新しい諸々の要因が協働しながら政治構造の転換を不可避なものとし、名望家政治体制の崩壊と大衆民主主義的状况の醸成を促すことになったのである。それは具体的には、とくに政党構造の転換のうちにきわ立った表現を見出した。つまり、名望家 $\equiv$ 代表政党と呼ばれるものから、大衆 $\equiv$ 統合政党と呼ばれるものへの転換が、趨勢として前景に現われてきたのである。ドイツに限っていえば、このような大衆民主主義的状况の醸成と政党構造の転換が進行した時期は、ほぼ一九世紀の最後の十年乃至二十年からヴァイマル共和政の成立に至るまでの期間に求められよう。その場合、大衆 $\equiv$ 統合政党への転換の度合は、党によって必ずしも一様ではなく、社会民主党がそれをもっとも著しい形で示したのであり、他の諸政党は社会民主党の発展が描き出す波紋のひろがり

の中でそれぞれ独自の仕方では対応の姿勢を示したといえよう。ともあれ以下においてわれわれは、ひき続き主としてニッパダイの研究に依拠しながら、この時期における各党の組織の発展を追跡してみることにした。

### (一) 社会民主党 (die Sozialdemokratische Partei)

労働者政党にとって組織の問題は、すでに名望家政治の段階において、ブルジョア政党の場合とは比較にならないほど重要な意義をもっていた。すなわち、ブルジョア政治家はすでに社会的な権力地位を有し、個人的権威ももっていたが、労働者政党は議会からほとんど排除されており、何よりもまずみずからに欠如している権力上の拠点を獲得する必要があった。組織はまさにそのための唯一のそしてもっとも確実な手段とみなされたのである。だがそればかりではなく、労働者政党が単なる議会における政党の後備軍に止まることに甘んぜず、むしろ議会の外で労働者の階級的利益の擁護と社会的変革を目指す大衆運動の中核たらしめたことともまた、組織の価値を著しく高めることになった。なぜなら大衆への積極的働きかけと彼らの間における階級意識の涵養は、整備された組織を通じてはじめて可能だったからである。以上の諸種の意味において、組織は労働者政党にとり死活の問題であった。<sup>①</sup>

労働者政党の組織的定着《社会主義者鎮圧法発布以前》 初期

におけるドイツの労働者政党の組織については、一八六三年にラッサール (F. Lassalle) によって設立された「全ドイツ労働者協会」(der Allgemeine Deutsche Arbeiterverein) のそれと、六九年にベーベル・リープクネヒト・グループを中核として結成された「社会民主労働者党」(die Sozialdemokratische Arbeiterpartei) のそれに触れておく必要がある。この両派が激しい分派的政争を繰返したことはよく知られているが、その一端の理由として組織方式に関する両派の考え方のひらきが重大な意味をもっていたことも忘れられない点である。まず前者、いわゆるラッサール派の組織の特徴は、会長を頂点とする中央集権的なワン・マン体制のうちにとめることができる。この協会の底辺はもろろんすべての労働者に対して開放されていた。しかし協会員は所定の協会費支払いを義務づけられ、四週間以上の滞納が除名理由になるといふ厳しい規制の下におかれていた。各地方のこれら一般協会員の上にはそれぞれ「代表者」(Bevollmächtigten) がおかれ、会費の徴収や中央との連絡に当った。協会の形式上の最高機関は年次総会とされ、個々に代表する協会員数に比例して投票権を有する代議員がそれに出席して、会長、書記、会計係を含む二十四人の幹部会を選出した。この限りでは組織は一見民主的形

態をとっていたが、しかし一旦選出された会長は、資金の分配権、「代表者」の任命権等を掌握し、自己の判断において政治的声明を行い、さらに緊急の場合には総会乃至幹部会の事後承認を条件にあらゆる措置をとることができた。このことは、幹部会自体の指導性を減殺する制度上の規定などと相まって、会長の独裁的地位を保証することとなった<sup>③</sup>。事実、ラッサールは会長としてのこれらの権限を大いに活用して、協会内の反対派をきびしく抑圧した。彼の死後、会長の権限に直接かわる党規約の改正が何度かおこなわれた(一八六七、六九年などに)が、シュヴァイツァー (J. B. von Schweitzer) と、う有能な指導者の巧妙な措置もあって、会長の独裁的指導体制はともかく本質的な変更を加えられることなく守られていったのである<sup>④</sup>。そして七一年に諸般の理由からシュヴァイツァーが退陣を余儀なくされてのちはじめて、協会内において幹部会がより大きな比重をしめるようになった。なおこのラッサール派の実際の組織活動についてはその会員数は、ラッサールの死の当時に五千人をこえず、六十年代の終り頃でも一万人に達くおよばなかった<sup>⑤</sup>。しかし協会活動の中心的な地域では、宣伝活動や選挙時の運動などがかなり活発に行われたことも指摘しておく必要がある。

いま一つの「社会民主労働者党」の組織は、ラッサール派のそ

れにくらべ中央集権化の度合が弱く、むしろ各地方の組織に相当程度の独立性を許すところの連邦主義的構造をその特色としていた。このアイゼナハ派の指導部は合議制のたてまえをとり、具体的には、幹部の役割をつとめる五人の委員会と、そして十一人から成る統制委員会とがおかれた。党規約にあるように、後者は前者の「独走をできるだけ避けるために」もうけられたものに他ならない。その他、党大会における票決が代議員の代表する党員数によってではなくて、地域を単位として行われたこと、地方の機関紙に対してその独自性が積極的に育成されていったこと、党員の取める党費の大部分が地方で消費され、党本部への送金について明確な規律がみられなかったことなどは、ともにアイゼナハ派における連邦主義的配慮の優越を物語るものといえよう。<sup>⑥</sup>といえアイゼナハ派の場合にも、右の連邦主義的配慮が完全に貫かれたわけではなかった。先の二つの委員会が党大会で直接に選ばれるのではなく、毎年の党大会が指定する特定地域の党員によって彼らの中から選出されたことも、実は、中央集権化を抑えるあまり、執行機関としての指導部の本来の機能までも麻痺させてしまふことがないように、指導部の一定度の権力強化をはかってとられた苦肉の策であった。<sup>⑦</sup>そして実際の党活動においても、党意志の一体性を保つために不断に努力がかさねられていたことは見過

されてはならない。

以上にのべた二つの労働者の組織は、周知のように、一八七五年に「ゴータ合同」をとげるが、その交渉の過程では、アイゼナハ派の組織の特色である地方組織の自立性に対してある程度の顧慮を払いながらも、全体的にはラッサール派の中央集権制という組織の原則が貫かれた。新しい「社会主義労働者党」(die Sozialistische Arbeiterpartei)の中央機関としては、議長・書記・会計係に分任される五人の幹部会および七人の統制委員会、さらにこの両者を仲介するものとしての十八人の委員会がおかれた。

このうち委員会は党大会の時に選出され、幹部会と統制委員会は、かつてのアイゼナハ派の方式に則って、党大会による指定地域の党員の選挙に一任された。なお党大会では、代議員はラッサール派の伝統をひきついて自己の代表する党員数に応じて票決権を有した。要するに、新党の組織は、権力の分散や統制にも十分留意した「民主的中央集権主義」の体制をとっていたといえるだろう。<sup>⑧</sup>ただし、その後における政治状況の悪化のために、右にのべたような党の中央機関の複雑な制度はその任にたええなくなつて行った。早くも七六年には、幹部会の選出は停止され、代つて中央選挙委員会が設置されて、これに独裁的な全権が委ねられる。<sup>⑨</sup>それと共に、当時の党の精華を集めた帝国議会議員団がこの頃から次



第に権威を増し、党の路線がしばしば彼らによって決定されるようになった。さて当時の党組織の規模についてみれば、党員数は「ゴータ合同」時で約三八、〇〇〇名にのぼり、また七七年の帝國議会選挙には全国三九七選挙区のうち一七五選挙区で候補者をだてることができ、組織の伸びが目立ってきていた。党に従属する定期刊行物は、七七年当時で、政治関係が四二、組合関係が一四紙を算え、それとは別に中央機関紙『フォアヴェルツ』にはおよそ一二、〇〇〇人以上の人々が予約講読料を支払っていた。このほか選挙運動の実態や党財政の状態など党活動の活発さを暗示する事実が多いが、すべて割愛したい。ただここで注目すべきは、七六年頃すでに党機関紙の編集者の他に、八人の固定給の運動員、十四人の部分給の運動員、さらに一二三人の訓練を受けた出勤可能の弁士が、党本部に雇われるようになっていた<sup>10)</sup>ということである。もちろん、まだ党の組織のアバウト化や官僚化について語ることはできないが、これは後の時期におけるドイツ社会民主党の組織との関連で記憶されてよからう。

△社会主義者鎮圧法の時期▽ 一八七八年に制定された社会主義者鎮圧法は、当然ながら社会民主党の組織の発展に重要な影響をおよぼした。この法の施行期間中、党のあらゆる組織は禁止され、党指導部も形式的には率先して組織の解散に応じたのである。<sup>11)</sup>

しかし、このことは、一切の党組織が放擲され、運動が個々別々の秘密クラブへと完全に解体をうけてしまったことを意味するのではない。鎮圧法のもとでも議会の選挙戦に参加することは許されていたから、それを利用して選挙区内の組織的結合を保持する可能性は存在した。当時、いろいろな仮称をもつ社交的な集り、組織の代替の役割を演じていたことは有名である。そしてやがてこれらを相互に結びつけ、国外に追放されている党の同志との連絡や選挙運動などの仕事にも当る秘密の組織として、「信任者」の網の目がはりめぐらされていた。彼らの会合から、「コルポラ」(Corpora)、「サークル」(Zirkel)などの名で呼ばれる内部組織が形成された。「コルポラ」の任務としては、一般的な宣伝活動の他に、選挙運動の推進がおもきをなしていた。この組織の指導部は、ハンブルクなどを例外として、多くの地域では選挙などの形式を踏まずにおのずと形づくられ、かつ下からの制肘を受けることなく寡頭的に「コルポラ」を指導した。また資金・宣伝資料の配布、選挙時の立候補者の決定など、この指導部の手に握られていた。総じて「コルポラ」は堅固な寡頭的組織につくられ、<sup>12)</sup>非合法時代の党の結束に多大の貢献をなしたのである。

ところでこれら全国各地に存在する秘密組織を結果・統括する試みは、故意に避けられたが、しかしそれらの上になつ指導的機

関がまったく欠けていたわけではない。そうした機関としてわれわれは帝國議会の社会民主党議員団の存在を見逃すことはできない。事実鎮圧法が発効すると自動的に党指導部の権限は議員団の手に移行し、議員団の幹部はそのまま党幹部の機能を果たした。<sup>13)</sup>然るに、ここに一つの重大な問題が潜んでいた。つまり、帝國議会の議員団は一般選挙民のそれほど急進的でない感情を顧慮して、いきおい微温的な現実主義の立場に終始しがちであったため、秘密組織の急進的な意向は必ずしも十二分には議員団によって代弁されえなかつたのである。党内の軋轢はこうしてたびたび生起した。七九年以来『ゾチアルデモクラート』なる新聞が国外で発刊されるようになったこと、あるいは多くの悪条件を冒しながら国外で秘密裡に党大会がもたれたことは、右に記したような問題に直面して、黨員大衆の声を反映し、あわせて党の結束を固める機関の必要性が広く自覚されたことの証左である。『ゾチアルデモクラート』の編集部が、議員団多数派の見解に対抗して、党内急進派の意見を強く弁護したことは周知の通りである。さらに、黨員一般に党の最高決議機関とみなされていた党大会では、党の綱領や戦術に関する声明が決められたり、指導部・議員団に対して信任や批判が明らかにされたりした。<sup>14)</sup>なおここで一言注意しておくならば、議員団の指導的權威はかような下からの規制のもとでも

失われることはなく、選挙戦対策などで党大会の決定に反した独自の行動を黨員に認めさせることも可能だったのである。

全体としてみれば、鎮圧法の時期にも党の組織はよく保たれたとみなせよう。黨員の意向を反映する充分な向上的制度を欠いたために、時に党内緊張は不可避であったが、しかしそのことが党の統一性を脅かすに至るということはなかった。敵の弾圧は黨員の規律への志向を高め、指導の寡頭化をある程度許容した。だがその一方では、指導部・議員団への反対派の抬頭を契機に、下からのコントロールを強化するという傾向もこの時期には存したのである。そしてこの非合法期を通過するなかで、ドイツの労働者政党は「真に全国的な政党」としての基礎を築きあげたのであった。<sup>15)</sup>

大衆政党としての完成 次に一八九〇年以降の社会民主党の組織を地方の基底組織、県(Bereich)および邦(Land)レベルの組織、そして中央の党諸機関の三つに分けて、順次考察していくことにしよう。

《地方組織》 九〇年に社会民主党は再びその合法的基盤をとりもどしたが、個々の邦の内部には依然として結社法が存在して党の自由な組織化を妨げており、しかもこの九〇年代の政治情勢も党にとって必ずしも全面的に好転したとはいいがたく、再度の

党非合法化が何時おとずれるかはまったく予断を許さぬところであつた。このような状況が影響して、一八九〇年の党規約では地方組織に関して規定が設けられなかったが、しかし実際には、鎮庄法時代の「コルボラ」を存続させるいわば二重組織方式をとることによつて、地方の黨員はみずからのおかれた不安定な政治環境に対処していった。二重組織方式とは、表向きは「選挙協会」(Wahlverein) または「党協会」(Parteiverein) と呼ぶものを公式な組織としてたて、なおそのうえに黨員集会の選出になる「信任者」の組織も残すという方式である。そしてこの「信任者」組織は「コルボラ」が、一応緊急時に前者にかわりうる非公式な組織とされながら、実は前者にまさる存在であつたことは、こうした組織方式の本来の主旨からして当然であつた。もろもろの党活動の準備、選挙に際しての立候補者の選定などをはじめ、「選挙協会」の指導者の任命すらも、「信任者」組織は「コルボラ」の担当の職務とされた。さらに、つけ加えるならば中央と地方との連絡ももっぱらこの組織に依存していたのである。<sup>17)</sup>

さて、社会民主党の組織化活動を著しく制約していた結社規制は、一九〇〇年を週期に漸次とかれていった。そしてそれとともに右にのべた地方の二重組織方式もその必要性を失つて、次第に両組織の統合が進められた。かくして〇九年の帝國結社法発布後

は「信任者」組織は完全に消滅することになった。今や「選挙区協会」(Wahlkreisverein)を規約上の基礎単位として地方組織の拡充が精力的に推し進められた。通常、黨員は「選挙区協会」のさらに下部組織である「支部協会」(Orts-od. Filialverein)に加入し、ここで〇七年以来統一された黨員手帳を交付された。彼は週または月ぎめの党費を収め、三ヶ月以上滞納した際には警告の上除名処分を受けた。所により党機関紙の購読を義務づけられ、定例の黨員集会にも出席するように求められた。多くの場合、「支部協会」の幹部会の構成は、議長・副議長・書記・会計係・司書の五人で、支部の黨員集会が年度ごとにこれを選んだ。ところで「選挙区協会」は、以上のような末端組織を糾合する組織であつた。地方組織の政治的重心もまさにこのレベルにあつた。つまり、選挙に際しての立候補者の選定、党大会に派遣する代議員選挙、党活動のための資金の分配といった仕事は、すべて「選挙区協会」の場を規準に処理されたのである。このレベルで一般黨員が関与する制度としては、年に数回開かれ、大概是「選挙区協会」の幹部の選出にあたるどころの黨員総会があげられよう。一般黨員の総会と並んで、あるいはその代りをつとめるものに、「区会議」(Kreiskonferenz)と呼ばれる制度があつて、選挙区における党組織の実質的な最高機関とみなされてきた。これには「選挙区協

会」の幹部、監査役、「支部協会」の議長、選挙区内の各地域の代議員が出席し、「選挙区協会」の議長の報告に承認をあたえたり、党大会乃至党の中級機関への代議員を決定したりした。<sup>18)</sup>

さてここでわれわれの注目すべき点は、一般党員の数が増加し、組織の規模と仕事が増えるにつれて、「選挙区協会」の内部においてたち現われてきた官僚化の傾向である。組織の膨脹が必然的に生みだすところの組織業務の集積、すなわち党内諸機関との文書による連絡、党資金の確保、宣伝資料の配付、選挙機構の整備等々の雑多な仕事、「選挙区協会」の党役員達を忙殺することになった。かくして彼らの負担を緩和するために、「選挙区協会」に常雇の党書記が勤務するようになり、〇六年頃からは党幹部会が積極的に書記の任命にのりだしていった。このような「選挙区協会」の党書記は、一三年頃で全国に百人を数えたという。ともあれ一度こうして幹部の主要な関心が組織経営の面に向けられ、常雇の書記さえそのためにおかれだすと、そこから組織至上主義への道のりは僅かであった。この時、幹部達の目指すことは、党員大衆の政治的訓練に力を入れることよりも、組織そのものごとくに選挙機構としての拡充・精密化において成果を上げることに限られていくであろう。くわえて組織活動の複雑化が幹部職の専門化をよび、このために本来の政治的能力よりも官僚的事務能力

にたけた人物が幹部に続けて選出される傾向、さらにはしばしば党書記に幹部の地位を託する現象さえ生じた。そしてこれに平行して一方では、首脳部選出を通じての一般党員の影響力は徐々に後退して行かざるをえなかった。ここに、指導部アラートの支配の成立、党内民主主義の後退という傾向が明瞭に姿をあらわしてきたのである。もとより、この側面のみ強調してこの時期にもなお存在していた党員大衆の下からのコントロールの可能性を全く否定しざるのは、行過ぎであろう。幹部といえども、その施策が一般党員の共鳴を見出すよう配慮を怠らなかつたし、急進派のぬぎがたい存在がそのことを一層必要にしていた事情も見逃してはならない。<sup>19)</sup>

▲県および邦レベルの組織▼ ここにいう組織、つまり「県連盟」および「邦連盟」(Bezirks- u. Landesverbände)は、主として選挙目当ての宣伝活動をより、効果的なものにするために成立をみた組織であり、わけても南独諸邦では「連盟」結成への動きが党中央との対決という意味もあって早くからみられたのである。実際には、一九〇〇年以降さしあたってはプロイセン以外の諸邦に設置され、〇五年の党規約で正式に制度化されて全国的なものとなった。「連盟」を構成する機関には、一般党員の代表機関としての党大会、常任執行機関の幹部会、また各選挙区の指導者か

らなることの多い委員会などが含まれた。党大会への出席者の資格は地域によって一定せず、上ライン州の例では、帝国議會議員およびその立候補者、党機関紙の代表、「選挙区協会」の議長と書記、各「選挙区協会」のそれぞれ五人の代表者となっている。「連盟」の幹部会は、傘下の「選挙区協会」から規則的な報告や党費の納入を受けるとともに、後者のために宣伝活動の企画、資料の用意、弁士の派遣などの任務にあたり、なかならず各組織の間の強弱の平準化に意をもちいた。だがまさくこうした組織経営に専念する過程において、「選挙区協会」の場合と同様に、ここでもやはり指導部自身が官僚化するという傾向にわれわれは逢着するのである。組織至上主義的思考にとりつかれていたという点からすれば、「連盟」結成の元来の目的にみるように、該指導部は「選挙区協会」の指導部以上のものであったのであり、日常の組織事務を重視する行政機関としての性格を濃厚に帯びていた。一九〇〇年にヴェルテンベルクでの採用を最初の例として、「連盟」の組織にも党書記が若干名雇われるようになっていた。<sup>20</sup>

ところで邦レベルの組織の主要な活動の舞台は、断るまでもなく邦議会を中心とする邦政治の分野であった。「邦連盟」の諸機関は、邦議会の選挙に関係するさまざまな決定を行い、選挙運動の推進に尽力した。そして当選した邦議会の社会民主党議員団は、

邦政治をめぐる決定に際しては、社会民主党の全体に対してよりもそれぞれの属す「邦連盟」に対してのみ責任を負うとの見地に立って行動した。このように邦レベルの組織が党本部に対して相当程度の独立性をもっていたということは、ことに南独諸邦の社会民主党議員団の改良主義的政策を理解しようとする場合に当然問題になるはずの要因であろう。ともあれ、「県連盟」および「邦連盟」の組織は、その邦政治の分野における相対的独立性や下部の末端組織への影響力のゆえに、社会民主党の中で独自の権力の中心になった。そしてここに蟠居する党官僚が、次第に右傾化していく党中央派の支柱を提供したというニッパダイの指摘にも心を留めておく必要があるだろう。<sup>21</sup>

《中央の党諸機関》　　いうまでもなくここには党大会と幹部会とが属し、その構成と機能は一八九〇年の党規約に定められて以来根本的な変更を加えられなかった。

党大会は、いわば党の最高立法機関であり、毎年幹部会の選出をはたす他に、原則的な党の諸問題、個々の政策および組織の諸問題について決定を下す権限を割りあてられていた。各選挙区の代議員、帝国議會議員団、幹部会がそれに列席した。各選挙区が党大会に送りうる代議員数は、〇五年までは明確な規定もなく一応各々三名以下とされていたが、弱小組織の過剰代表が喧しく論

議された結果、○九年には組織規模を六等級に分けて党員数にほぼ比例せしめられることになった。その上で一人一票の投票方法が実行された。<sup>2)</sup> 党大会の現実的意義は極めて微妙なものがあつた。党大会の決定事項は、その性格によって守られかたが区々であつたが、概していえばその規定力は間接的で不履行に対する懲罰措置をとまなわないのが普通だつた。このことと関連して党大会と幹部会との関係も注目に価する。幹部会の考えに公然と反対することは大会の代議員に無条件許されていて、幹部会批判が票決にもちこまれた例もあつた。故に、幹部会はマス・ストに關する組合との協定の時のようにすぐる大会の決議を逸脱したといつた折には、事後に改めて大会の支持を求める必要があつた。大抵の場合、幹部会はその全権威を投入して自己の意思を貫くことにつとめ、しかもそれがほとんど成功してゐた。しかも一つの問題が、党大会の楽屋裏における指導的人物の間の申合せで予め決定されてしまふというような事態もよく見受けられたのである。とまれ、党大会は党内各派、組織間の最後の決裂はあくまで避けて妥協を旨とし、そのことよつて党の一体性と規律性を内外に誇示してゐた。幹部会に並ぶ党大会の現実的地位はまさしくその辺に求められると思われぬ。<sup>3)</sup>

党幹部会(二委員長、二書記、一会計係)は、一九〇〇年に至るま

で結社法への配慮も原因して、七人構成の統制委員会と統合されたままであつた。その時点での幹部会の性格は、どちらかといえば幹部のカリスマ的權威を活用して直接党員大衆によびかける政治的宣伝的色彩が強かつたが、世紀が變つて幹部の業務が肥大化・複雑化するにもなつて幹部会が行政的色調を段々に深めていったことは以下にみる通りである。幹部会の仕事は、宣伝活動・出版活動・党内諸機関の活動の監督・統制、党大会の準備など多岐にわたつたが、規則的にかつ重要なものとしては、何よりも党財政の運営と地方組織との連絡という二つの職務があげられなければならぬ。このうち党財政の運営については、党本部の収入はその大部分を機関紙の販売などの党営事業の利益金に依存しており、党費その他からの拠金が前者の額をうわ廻ることはほとんどなかつた。党費に対する本部の分前は比較的少なく、○五年以来それは全体の二〇%と決められていた。とはいえおしなべて党の財政機構自体は堅固であつたので、幹部会が自身の手を通して一般の宣伝活動や選挙運動のための相当な資金を下部機関に流すことができ、それがまた幹部会の党内における地位を強化するのに大いに役立っていた。およそ世紀の變り目頃までは、この財政運営が幹部会の規則的活動の中でかなりの割合をしめていたが、それ以後は、党組織の膨脹にしたがつて地方組織との連絡と

いう行政事務的な仕事のもつ比重がとみに高まってきた。とくにエーベルト (E. Ebert) の幹部会加入後は、コピー、文書、タイプライター、電話等による官僚的な連絡方法が意識的に採用されて、この傾向が一段と促進された。この関連において、○五年の党規約が地方の選挙区組織に対して幹部会への規則的な報告を義務づけたこと、さらには、○七年に党全体におよぶ統一的な黨員手帳、書式、会計簿等が定められ、また党の統計も作成されるようになったこと、の事實は注目される。こうした党の組織制度の統一化は、幹部会の性格の上に、党官僚制の頂点に立つ行政機関という特質を深く刻みこんでいくことになったのである。○四年に地方組織の書記の任命権が幹部会の手に移行したのであったから、幹部会はこの面からも今や成立しつつある党書記アラートをその頂点で掌握する存在であった。

さて、以上のような対党内業務を別にしても、外部に向けて党を代表する幹部会のはたすべき機能が重要であったことには変りない。インターナショナルへの出席、選挙時における他党との協定締結の交渉がまず目につくが、しかしこういった対外折衝面でもっとも重視されたのは、やはり労働組合との関係であったろう。前世紀末以来、労働組合の党に対する独立性は増進の一途をたどり、○五、六年頃からは、逆にその諒解なしには党が実行で

きない措置がいくつか出てきた。そのことはいうまでもなく社会民主党の行動の自由を束縛するものであったが、しかし幹部会に限って言えば、それは党大会の拘束力の緩和を意味するものでもあった。すなわち、労働組合の勢力が抗しがたいものになってい以上、それとの間で幹部会が一旦到達した交渉結果は、党大会も事後的に認可せざるをえなかったからである。そしてこれを契機に、革命戦術、大衆ストライキなどの重要問題をめぐる社会民主党内の決定権は、党大会を離れて幹部会の側に移るようになった(もちろん、今度は組合の総評議会との諒解が幹部会を拘束することにはなかったが)。政治的にみれば、これが党の改良主義的傾向を強化したことは、もはや説明するまでもないであらう。とにかくこうして幹部会の影響力は絶大なものになった。もとより党内にはこうした動向に対し反発がなかったわけではなく、あのモロッコ危機の時の幹部会の態度は、党内に激しい批判をよび起し、これを機会に一二年には、党の頂上組織の改革が企てられるに至った。その結果は、県組織の代表が構成する新委員会の樹立となって現われたが、しかしこの改革によっても党のトップ・レベルの官僚化、留任傾向の固定化、右翼中央派の支配といった大勢はゆらぎはしなかったのである。

最後に触れようと思う帝國議会議員団は、いうまでもなく正規

の中央機関でもなく、また一八九〇年以前に有したほどの指導的機能をなおもはたしていたわけでもなかった。しかし鎮圧法の失効直後、議員団を規約の上でも恒常的指導機関に昇格させ、これに独裁的権限を委託しようとした動きがあったことは確かである<sup>②</sup>。そして事実少くとも世紀の交代期すぎまでは、幹部会と議員団との重要要件についての協議・接触は盛んで、一時幹部会が結社法にふれて解散させられた時には、これを直ちに代行した実績も議員団にはあった。この意味で、議員団は党指導者層の非公式な委員会として党の権力機構の上で無視できない地位をつかんでいたのである<sup>③</sup>。その後、議員団の位置する座は党内の権力の中心からやや遠退いた観を呈した。確かに、社会民主党員の伝統的感覚として議員を「党の職員」とみなして議員の命令受託者化がより、強められることを望む主張がよく見出された。だがわれわれはこの風潮を強調して、議員が全く独立性とイニシヤティブを欠いた党組織の単なる一環にすぎなかったと断ずることは許されない。議員団はむろん党の伝統や党員の意向からひどく自由であったのではない。しかしまた帝国直接税、戦争クレジットなどの重要問題で、みずからに決定の自由を確保するという態度をとることもあったのである。一般的にいって、党と議員団との関係は、微妙な均衡と相互作用のそれであったといえよう。そして議員団がふた

たび党の権力中枢をおさえるようになるのは大戦勃発以降のことであった<sup>④</sup>。なお議員団そのものの内部事情に眼を転ずれば、年とともにその中で組合官僚のしめる比率が高まったこと(一九一二年までにそれは二十二%に達した)と、そして少くも第一次大戦に先立つ十年位の時期に両翼の対立現象が明瞭にたち現われてきたという二つの事実が注目される。もっとも後者、つまり両極化の傾向が議員団の統合性を凌駕することは、まだこの時期においてはなかった。明確な議員団強制は、一九一四年八月のクレジット賛成の時までは行使されなかったが、そのために議員団の投票態度が分裂するということはなかった<sup>⑤</sup>。

社会民主党の組織について以上にのべてきたことをいま一度ふり返って、ここでその党構造の特色を要約しておこう。すでに指摘したように、大衆民主主義的状況の醸成にともなって大衆・統合政党のタイプが趨勢としてたち現われてくるが、ドイツの場合、この新しい政党タイプをもっとも典型的に示したのは社会民主党であった。ブルジョア政党をはじめとする他の諸政党にくらべて、社会民主党はより、厳しく組織化され、より多く中央集権化され、より、厳格な規律をもった集団として発展した。ブルジョア政党の場合には、党はいくつかの地方グループの集合体であるという観



念が根強かったが、社会民主党にあっては、党は何よりも統一  
として観念され、地方組織はその支部機関にすぎないとみなされ  
た。そして党の全体意志は具体的には中央の指導部によって表現  
され、この中央の指導部を頂点として壮大な中央集権的組織構造  
が構築された。すべての選挙区における党員と組織形態を貫く劃  
一化された制度（党費、党員手帳）、党本部による地方組織への  
活動資金の分配、地方組織の党本部に対する規則的な報告の義務、  
幹部会による党書記の任命——これらはいずれも党の中央集権的  
組織構造を示すメルクマールである。これらのメルクマールが出  
揃うのはほぼ一九〇五年乃至七年頃のことであるが、そのことか  
らわれわれは、ひとまずこの時期に社会民主党が大衆的統合政党  
型の組織政党に成熟したとみなすことができよう。

社会民主党の党構造にかんしては、しかし、単にその官僚的な  
中央集権制を強調しておくことだけでは充分でない。われわれは  
他方において、中央集権的傾向を抑制するような要因も社会民主  
党の組織の中で生き続けたことを見逃してはならない。たとえば  
選挙に際しての立候補者の選定や機関紙などの問題にかんしては、  
地方の選挙区や県の組織がかなりの独立性をもっていた。また中  
央においても幹部会が決して絶対的な一元的支配を誇っていたわ  
けではない。党大会や帝国議会議員団は、ある程度の影響力と自

立性は、最後まで喪失しはしなかったのである。もちろん官僚的な  
大組織経営の中では、一般党員の党意志形成への参加には大きな  
限界がおかれ、彼らにとって党の中央機関はますます遠い存在に  
なっていく。けれども少くとも地方組織の指導者層には、上部  
機関に向って下から働きかける余地は残されていた。それは制度  
的には党大会によって、また非制度的には指導部がこの層の共鳴  
を求めたことによって保証されていた。党内に流派が形成された  
という事実も、社会民主党の組織が内部に多様な勢力の競合を許  
す程度にゆるやかであったことを端的に示しているだろう。決し  
て中央集権制と規律のみが社会民主党の相貌を規定したわけでは  
なかった。このことは、ヴァイマル期に入って新たに登場する統  
合政党、すなわちなチヌスや共産党との対比において記憶されねば  
ならぬ。

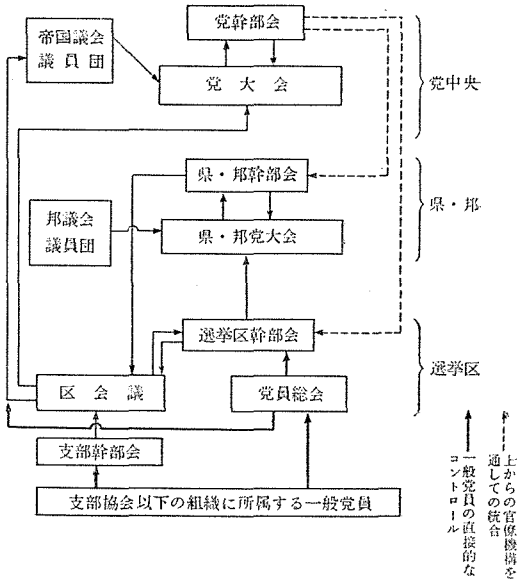
① Nipperdey, op. cit., S. 293 f.; G. A. Ritter, Die Arbeit-  
erbewegung im Wilhelminischen Reich (Berlin 1959), S.  
44 f.

② R. Lipinski, Die Sozialdemokratie von ihren Anfängen  
bis zur Gegenwart Bd. I (Berlin 1927), S. 244.

③ Nipperdey, op. cit., S. 295 ff.; W. Schröder, Geschichte  
der sozialdemokratischen Parteioorganisation in Deutsch-  
land (Dresden 1912), S. 8-10.

④ Ibid., S. 10 ff.; G. Mayer, Johann Baptist von Schweitzer

社会民主党の組織



- und die Sozialdemokratie(Jena 1909), S. 196, 238 ff., 283 ff., 311 ff.
- ⑤ Handbuch der soziald. Parteitage von 1863-1909 (München 1910), S. 332.
- ⑥ Nipperdey, op. cit., S. 302 f.; Schröder, op. cit., S. 14 ff.
- ⑦ Der Leipziger Hochverratsprozess vom Jahre 1872, (Berlin 1960), S. 488 ff.
- ⑧ Nipperdey, op. cit., S. 304; Schröder, op. cit., S. 22 f.

- ⑨ Nipperdey, op. cit., S. 305; Schröder, op. cit., S. 25 ff.
- ⑩ Nipperdey, op. cit., S. 305-06; Schröder, op. cit., S. 27-28; F. Mehring, Geschichte der Deut. Sozialdemokratie, Bd. II (Berlin 1960), S. 465, 468, 471.
- ⑪ K. Brandis, Die deutsche Sozialdemokratie bis zum Fall des Sozialistengesetzes (Leipzig 1931), S. 51 f., 54 f.
- ⑫ Nipperdey, op. cit., S. 307 ff.; Schröder, op. cit., S. 33 ff.
- ⑬ Nipperdey, op. cit., S. 309 f.
- ⑭ Ibid., S. 312 f.; Brandis, op. cit., S. 92 ff.
- ⑮ Nipperdey, op. cit., S. 313 ff.; Mehring, op. cit., S. 539 ff., etc.; Brandis, op. cit., S. 52-53, Anm. 6.
- ⑯ Nipperdey, op. cit., S. 315; Ritter, op. cit., S. 9.
- ⑰ Nipperdey, op. cit., S. 315 ff.; C. E. Schorske, German Social Democracy 1905-1917 (Cambridge, Massachusetts 1955) p. 120.
- ⑱ Nipperdey, op. cit., S. 319 ff.
- ⑳ Ibid., S. 326 ff.; Schorske, p. 125 ff.
- ㉑ Nipperdey, op. cit., S. 340 ff.; Ritter, op. cit., S. 57-58.
- ㉒ Nipperdey, op. cit., S. 350 f., 365 f.; R. Jansen, Georg von Vollmar (Düsseldorf 1958), S. 47 ff., 93-96.
- ㉓ Schorske, op. cit., p. 137 ff.; Nipperdey, op. cit., S. 35 2-3.
- ㉔ Ibid., S. 354 ff.; Ritter, op. cit., S. 49-50.
- ㉕ Schorske, op. cit., p. 119.

- ④ Ibid., p. 122 ff.; Nipperdey, op. cit., S. 368 ff.; Ritter, op. cit., S. 48, 51 ff., 59 ff.
- ⑤ Nipperdey, op. cit., S. 374-5.
- ⑥ Ibid., S. 376; Schorske, op. cit., p. 88 ff.; H. J. Varain, *Freie Gewerkschaften, Sozialdemokratie und Staat* (Düsseldorf 1956), S. 31 ff.
- ⑦ Nipperdey, op. cit., S. 379 ff.

⑧ Schröder, op. cit., S. 39.

⑨ Ritter, op. cit., S. 55.

⑩ Ibid., S. 54, 56; Nipperdey, op. cit., S. 384 ff.

⑪ Ibid., S. 384; cf. Varain, op. cit., S. 45.

(飯田 = 京都大学文学部学生  
野田 = 京都大学助教授  
中村 = 大阪大学文学部学生  
皇田 = 京都大学助教授)

of the work "*Pao-p'u-tzū*" 抱朴子, stated the theory and technique of fairy in its contents. A special shadow was casted on the work, judging from his native place of *Chiang-nan* 江南 as a descendant of the ruined people and the period before the establishment of *Tung-tsin* 東晉 when his book was drawn up.

This article treats *Pao-p'u-tzū-nui-wai-p'ien* 抱朴子内外篇 organically, in close relation between *Kê-hung* 葛洪 as a historical existence and the contents of *Pao-p'u-tzū*.

## Characteristic of Architectural Space in Japanese Buddhist Temples

by

Kiyoshi Asano

The architecture of Japanese Buddhist temples was at first introduced as a thing arranging their appearance in accordance with their outer style, and then interest in their inner space grew deepened with worshippers' invasion. Soon special inner temple was created of inhabitable, compact and serene climate.

After they accepted the new Chinese style at the beginning of Middle Ages, the space suffered a great and active change under the influence of the traditional space; in comparison with the intention to the space in the indifferent European temples on each developing stage, we want to offer an aid to consider the characteristic of our national culture in Japanese architecture.

## A Historical Investigation of the Party- Organization in Germany

by

Shuji Iida and Others

In the bibliographies concerning the modern and contemporary history, which were published during the last decade in West-Germany, we can often recognize the new technical terms, *Massengesellschaft*, *Massendemokratie* or *Parteienstaat*. Such a viewpoint is very remarkable

in a view of *Historismus*, which has been the tradition of the historical science in Germany. The traditional current of historical studies in Germany has witnessed a drastic change by the remarkable progress of political science. And in modern and contemporary history, the change of the structure in democracy (from *Honoratioren-herrschaft* to *Massendemokratie*) is being emphasized. We can see such a viewpoint reflected in special studies, and moreover obtained many conspicuous results.

Above all, *Th. Nipperdey, Die Organisation der deutschen Parteien vor 1918 (1961)* is noteworthy and stimulating for those who intend to study the modern and contemporary history in Germany from the viewpoint of *Massendemokratie*. In this paper, mainly relying on the results of this book, we want to attempt a historical investigation of the party-organization of Germany vor 1918.